

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

令和3年度予算額 1,000億円

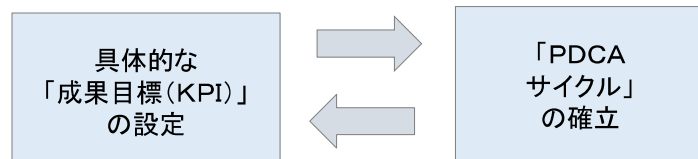
（令和2年度予算額 1,000億円）

事業概要・目的

○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生のより一層の推進に向けた取組を支援します。

- ① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

【手続き】地方公共団体は対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定。



※本交付金のうち一部については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

対象事業等

【対象事業】

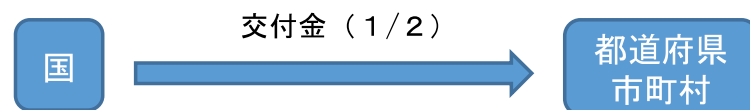
- ① 先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、人材の確保・育成
 - 例) しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
- ② Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組
 - ・未来技術を活用した新たな社会システムづくりを支援

	交付上限額（国費）	申請上限件数
都道府県	先駆3.0億円 横展開1.0億円	原則9事業（うち広域連携3事業）
中枢中核都市	先駆2.5億円 横展開0.85億円	原則7事業（うち広域連携2事業）
市町村	先駆2.0億円 横展開0.7億円	原則5事業（うち広域連携1事業）

※Society5.0タイプは都道府県・中枢中核都市・市町村ともに交付上限額（国費）3.0億円、申請上限件数の枠外

- ③ わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）
 - ・東京圏からのU・I・Jターンの促進及び地方の担い手不足対策
- ④ 複数年度にわたる施設整備事業（地方創生拠点整備交付金）

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

令和3年度からの主な運用改善

- ① 複数年度にわたる施設整備事業の円滑化（本交付金のうち50億円を地方創生拠点整備交付金として措置（20億円の増額））
- ② 移住支援事業の要件緩和（テレワーカー等の対象化）
- ③ 起業支援事業の要件緩和（Society5.0関連業種等の対象化）